藤沢市議会改革検討会 報告書

平成31年3月藤沢市議会

目 次

I		はじめに	• • • • •	1			
П		議長からの諮問について	• • • • •	1			
Ш		検討会の概要について	• • • • •	1			
	i	検討会設置要綱について	• • • • • •	1			
	ii	委員及び任期について	• • • • • •	2			
IV		開催状況等について	• • • • • •	2			
	i	開催日及び議題等について	• • • • • •	2			
	ii	課題整理事項について	• • • • • •	3			
		第1回(平成30年 8月27日)	• • • • • •	3			
		第2回(平成30年11月19日)	• • • • • •	4			
		第3回(平成31年2月8日)	• • • • • •	4			
		第4回(平成31年 2月27日)	• • • • • •	5			
V		検討結果について	• • • • • •	5			
	i	前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について	• • • • • •	5			
		1 予算・決算審議資料の充実について	• • • • • •	5			
		2 政策立案機能の強化について	• • • • • •	6			
		3 議会図書室の充実について	• • • • • •	6			
	ii	新規の諮問事項の検討結果について	• • • • • •	6			
		1 予算・決算における審議時間の効率化について	• • • • • •	6			
«	参	β考資料≫ 議会改革に関する事項の実施状況等について	• • • • • •	7			
I		基本条例に基づく各項目の実施状況等について	• • • • • •	7			
П		その他議会改革に関する事項の実施状況等について	• • • • • •	12			
議	議会改革検討会申し送り事項<別紙1> ・・・・・・ 14						

<u>I</u> はじめに

藤沢市議会では、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう 努めている。

議会改革に向けた具体的な取り組みとして,平成20年5月に議長の任意の諮問機関として「藤沢市議会議会活性化検討会」を設置し,平成23年2月までの間,議会の活性化に向けた取り組みを進める中で,一般質問における一問一答方式の採用や予算等特別委員会及び決算特別委員会におけるインターネット中継の導入などを実現した。

平成23年8月には、議長からの諮問により「藤沢市議会改革検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会をさらに推進するため、議会基本条例の制定に向けた協議を進め、平成25年2月定例会において「藤沢市議会基本条例(以下「基本条例」という。)」が全会一致で可決、制定され、同年4月1日に施行した。

基本条例施行後においても、議長からの諮問により引き続き検討会を設置し、 基本条例に基づき実施された項目について検証するとともに改善を重ねたほか、 新たな課題についても積極的に検討を行い、実施につなげるなど大きな成果を上 げることができた。

今期については、前期の検討会での検討事項や、さらなる議会改革を推進する ため、今後取り組むべき課題を含めて協議する場として、検討会を引き続き設置 することについて議長から諮問があり、議会運営委員会での協議の結果、設置す ることとなった。

Ⅱ 議長からの諮問について

議長は、平成30年5月31日の議会運営委員会において、前期の検討会から報告を受けた申し送り事項に対してさらに議論を深めるとともに、常に時代に対応し、かつ開かれた議会を推進するため、議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化や予算・決算における審議時間の効率化など、今後取り組むべき課題を協議する場として議会改革検討会を設置することについて諮問した結果、全委員の賛同を得た。

Ⅲ 検討会の概要について

- i 検討会設置要綱について
 - 1 会議の名称について 藤沢市議会改革検討会
 - 2 検討事項について
 - (1) 基本条例の運営及び管理に関すること
 - (2)議会改革に関すること

3 検討事項の処理について

- (1)上記2(1)については、検討会で審議し、見直しの必要が生じた場合は、 議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例 改正の手続きを行う。
- (2)上記2(2)については、各々の委員会の所管する事項を除いては、検討会で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したものから随時実施していく。

4 委員の選出と任期について

- (1)委員の選出について
 - ① 3人以上の議員を有する会派(交渉団体)から、その所属議員数の 3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
 - ② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
- (2)委員の任期について

設置の日から平成31年4月30日までとする。

5 座長の選出について

検討会において互選する。

6 議長及び副議長について

議長及び副議長は、検討会の会議に出席し、発言することができる。

7 その他

(1)この要綱に定めるものを除くほか、検討会の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

ii 委員及び任期について

1 委員

座長 柳田 秀憲

 委員 山内 幹郎
 山口 政哉
 大矢 徹
 原田 伴子

 脇 礼子
 平川 和美
 堺 英明
 吉田 淳基

 塚本 昌紀

2 任期

設置の日(平成30年6月6日)から平成31年4月30日まで

Ⅳ 開催状況等について

i 開催日及び議題等について

検討会の開催状況については、次のとおりである。

口	開催日	議題等
第1回	平成 30 年	1 座長の互選について
	8月27日	2 今後の進め方について
第2回	11月19日	1 8月27日開催の議会改革検討会における課題整理
		2 予算・決算における審議時間の効率化について
	平成 31 年	【愛知県犬山市議会視察】
	1月30日	1 議会改革の取り組みについて
	~31 日	(市民フリースピーチ制度の取り組み等について)
		【岐阜県可児市議会視察】
		1 議会改革の取り組みについて
		(高校生議会の取り組み等について)
第3回	2月8日	1 11月19日開催の議会改革検討会における課題整理
		2 予算・決算審議資料の充実について
		3 政策立案機能の強化について
		議員提案による政策条例の制定に向けた取り組み
		の強化について
		4 議会図書室の充実について
		5 予算・決算における審議時間の効率化について
第4回	2月27日	1 2月8日開催の議会改革検討会における課題整理
		2 藤沢市議会改革検討会報告書(案)について
		3 先進事例視察の報告について

ii 課題整理事項について

第1回(平成30年8月27日)

- 1 座長の互選について
 - ●互選の結果,座長に柳田秀憲委員が選出された。

2 今後の進め方について

- (1) 議長からの諮問事項について
- ●議長からの諮問事項について、全委員確認した。

追加諮問事項として、議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの 強化について、新規諮問事項として、予算・決算における審議時間の効率化 について確認した。

●予算・決算における審議時間の効率化について、今回の決算特別委員会の 審議における、質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎・会派毎に カウントし、可視化していくこととした。

3 その他

●次回の検討会は、決算特別委員会終了後に、審議時間の検証に必要なデータが揃った後に開催することとし、日程については、9月定例会中に調整し、決定していくこととした。

第2回(平成30年11月19日)

1 予算・決算における審議時間の効率化について

- ●平成 29 年度決算特別委員会の審議における,質問者の発言時間及び答弁者 の発言時間を委員毎・会派毎にカウントし,可視化した結果,一覧にすると 客観的によく分かることから,今後も継続していくこととした。
- ●予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照について,平成 29 年度決算の審議に際して継続して試行した結果,事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ,事業の経緯や課題が分かりやすいなど,活用して良かったことから,審査の充実化・効率化を図るため,今後も継続していくこととした。

2 その他

- ●先進事例視察の日程等について、座長から説明があり、全委員確認した。
- ●次回の検討会は、先進事例視察を行った後、2月中に開催することとし、 決定次第連絡することとなった。

第3回(平成31年2月8日)

1 予算・決算審議資料の充実について

●予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照について、平成 29 年度決算の審議に際して継続して試行した結果として、事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ、事業の経緯や課題が分かりやすいことから、審査の充実化・効率化を図るため、今後も継続していくこととした。

2 政策立案機能の強化について

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について

●政策立案や政策条例の制定を議会として行うため、現在、各議員が取り組んでいる政策立案及び政策条例づくりの経過をもとに、取り組みの進め方における改善点等の評価と、議員が政策立案等を行いやすい仕組みづくりとしての会議体の設置について協議をした結果、会議体を設けなくても政策提案に取り組むことはできたが、今年度では結論に至らないことから、今後も引き続き検討していくこととした。

3 議会図書室の充実について

●議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置,総合市 民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状 況,議会図書室ニュースの発行状況について確認し,議案の審査等において 参考とするため,さらなる積極的な活用を推進していくこととした。

4 予算・決算における審議時間の効率化について

●平成 29 年度決算特別委員会の審議における,質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎・会派毎にカウントして可視化した結果,一覧にすると客観的によく分かり効率化を図るうえで参考になることから,今後も継続していくこととし,平成 31 年度予算等特別委員会の審議においても行うこととした。

5 その他

●次回の検討会は、2月27日(水)議会運営委員会終了後、第2議会委員会室にて開催することとし、今期における検討会報告書(案)を示すこととなった。

第4回(平成31年2月27日)

- 1 藤沢市議会改革検討会報告書(案)について
 - ●「藤沢市議会改革検討会報告書(案)」について協議し、今後、議会運営委員会に報告することが確認された。
 - ※検討会申し送り事項:別紙1

2 先進事例視察の報告について

●視察報告書について、座長から説明があり、市議会のホームページへ掲載 することが確認された。

Ⅴ 検討結果について

- i 前期の検討会からの申し送り事項の検討結果について
 - 1 予算・決算審議資料の充実について

平成30年度予算の審議に際し、積極的な事務事業評価シートの参照を試行した結果、事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができたことから、決算の審議における参照ではさらなる効果が期待でき、質問の質をさらに高めていくため、平成29年度決算の審議に際して、積極的な事務事業評価シートの参照を継続して試行した。

その結果,事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ,事業 の経緯や課題が分かりやすいことから,審査の充実化・効率化を図るため, 今後も予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照を継続していくこととなった。

2 政策立案機能の強化について

議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について(追加諮問) 政策立案や政策条例の制定を議会として行うため、政策立案機能の強化に加え、追加諮問事項として、議員提案による政策条例の制定に向けた取り組 みの強化について検討していくこととなった。

現在,各議員が取り組んでいる政策立案及び政策条例づくりの経過をもと に,取り組みの進め方における改善点等の評価と,議員が政策立案等を行い やすい仕組みづくりとしての会議体の設置について協議を行った。

その結果、会議体を設けなくても政策提案に取り組むことはできたが、今年度では結論に至らないことから、今後も引き続き検討していくこととなった。

3 議会図書室の充実について

本庁舎の議会フロアに設置された議会図書室を充実させるため検討を行うとともに、議員が質問するに当たり、その根拠やデータを調べるためには、レファレンス機能を活用することは有効であることから、総合市民図書館とのレファレンス業務等における連携の活用状況など検証を行うこととなった。議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況をもとに協議した結果、議案の審査等において参考とするため、さらなる積極的な活用を推進していくこととなった。

ii 新規の諮問事項の検討結果について

1 予算・決算における審議時間の効率化について

予算・決算審査における審議時間の効率化を図るため協議を行い,平成29年度決算特別委員会の審議において,質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎と会派毎にカウントし,可視化していくこととなった。

その結果,一覧にすると客観的によく分かり効率化を図るうえで参考になることから,今後も可視化することを継続していくこととし,平成31年度予算等特別委員会の審議においても行うこととした。

≪参考資料≫ 議会改革に関する事項の実施状況等について

I 基本条例に基づく各項目の実施状況等について

1 常任委員会等のインターネット中継(第3条第2項)

<実施>平成26年6月定例会から実施

〈実施状況等〉市民に開かれた議会の実現とさらなる市民サービスの向上のため、常任委員会及び議会運営委員会(審査)のインターネット中継(同時中継及び録画配信)を実施する。

《参考》

インターネット中継(同時中継及び録画配信)の実施経過

本会議 : 平成 17 年 9 月定例会試行, 同年 12 月定例会本格実施

※平成30年9月定例会から,一般質問等において議員が

議場モニターに表示する資料についても中継を実施

決算特別委員会 : 平成21年9月定例会から実施

予算等特別委員会:平成22年2月定例会から実施

常任委員会,議会運営委員会(審査):平成26年6月定例会から実施

議員全員協議会 (議長及び副議長選挙に伴う所信表明会)

:平成27年5月臨時会から実施

特別委員会(実施済である決算及び予算以外の特別委員会)

: 平成30年8月行政改革等特別委員会から実施

2 議長及び副議長の選出 (第6条第4項)

く実施>平成25年5月臨時会から実施

<実施状況等>議長及び副議長の選出は立候補制とし、選挙に先立ち所信表明 を行う。

○選出の流れ

藤沢市議会正副議長選出申し合わせ事項に基づき実施する。

<改選期を除く>

まず,議長の辞職について本会議で許可した後,立候補届出書を本会議休憩中(概ね30分)に受け付け,議会運営委員会を開催して立候補者を報告し,その後,議員全員協議会を開催して所信表明会を行い,本会議を再開し選挙(投票)により選出する。次に,副議長の選出を同様の流れで実施する。

<改選期>

改選後初めて行う議長及び副議長の選出は、立候補届出書を改選後初めて行う議員全員協議会終了後30分後までそれぞれ受け付け、各派代表者会議を開催して立候補者を報告する。その後(後日開催する臨時会本会議の前)、議員全員協議会を開催して所信表明会を行い、臨時会本会議を開会し、議長、副議長を選挙(投票)により選出する。

3 請願及び陳情提出者による意見陳述(第8条第1項)

〈実施〉平成25年6月定例会から実施

<実施状況等>市民等から提出される請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合、提出者は付託された委員会において意見陳述を行うことができる。

○意見陳述の実施方法等

意見陳述は、当該請願及び陳情の審査前に実施することとし、代表者1人(事情により補助者1人の同席を認める。)により5分以内で行うものとする。また、意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑が行われる。なお、意見陳述による発言は、会議録に掲載し公開するものとする。

○意見陳述の件数 (意見陳述の件数/請願・陳情の審査件数)

平成 25 年度 27 件 (請願 1 件/ 1 件, 陳情 26 件/ 28 件)

平成 26 年度 20 件 (請願 3 件/4件, 陳情 17 件/30件)

平成 27 年度 25 件 (請願 2 件 / 3 件, 陳情 23 件 / 31 件)

平成 28 年度 18 件 (請願 4 件 / 4 件, 陳情 14 件 / 36 件)

平成 29 年度 14 件 (請願 2 件/ 2 件, 陳情 12 件/ 26 件)

平成 30 年度 16 件 (請願 4 件/4 件, 陳情 12 件/27 件)

4 議会報告会の開催(第9条第1項)

〈実施〉平成25年度から実施

<実施状況等>広報広聴機能の充実を図るため、議会活動の報告と併せて、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として「議会報告会・意見交換会」を開催する。

○開催状況

平成 25 年度

第1回 9会場 来場者数 合計101人

第2回 4会場 来場者数 合計 55人

平成 26 年度 2 会場 来場者数 合計 72 人

平成27年度

第1回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54 人

平成 28 年度

第2回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 42 人 平成 29 年度

第3回カフェトークふじさわ 参加者数 延べ合計 54 人 平成30年度

第4回カフェトークふじさわ

12月1日(土) 市役所本庁舎 参加者数 延べ合計 81人 ※平成 27年度からは、「議会報告会・意見交換会」をさらに発展させ、カフ ェスタイルの和やかな雰囲気の中で,テーマに基づき自由に話し合う形式で 開催。

5 広報広聴委員会の設置 (第9条第2項)

〈実施〉平成 25 年 5 月 20 日設置(藤沢市議会広報広聴委員会規程制定・施行) **〈実施状況等〉**広報広聴機能の充実を図るため、議会報編集委員会を発展的に 解消し、新たに広報広聴委員会を設置する。

- ○広報広聴委員会の所管事項
 - ①議会報の編集,発行に関すること
 - ②議会報告会の開催に関すること
 - ③議会ホームページの運用に関すること
 - ④市民の意見把握に関すること
 - ⑤上記のほか議会の広報及び広聴に関すること

6 情報の公開(第10条・第18条第2項)

<実施>平成27年度から実施

<実施状況等>検討会及び広報広聴委員会での協議の結果,保有する議会活動に関する情報公開の一環として,平成27年度(平成26年度交付分)から政務活動費の使途について市議会ホームページで公開する。

7 委員会審査における一問一答方式(第11条第2項)

<実施>平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年6月定例会から本格実施

<実施状況等>広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに、質疑を聞いている方によりわかりやすくするため、委員会審査における質疑応答は一問一答方式により実施する。

《参考》一般質問での一問一答方式

平成21年6月定例会から試行

平成22年6月定例会から本格実施(一括質問方式と一問一答方式の選択制)

8 決算・予算等特別委員会における質疑の事前通告制(第11条第2項関係)

<実施>平成25年2月定例会の予算等特別委員会において試行

平成25年9月定例会の決算特別委員会から本格実施

<実施状況等>款別審査における発言通告書(質疑)は、審査項目ごとに作成し、審査予定日の2日前の午後5時までに提出する。

なお,事前通告制については,平成28年9月定例会の決算特別委員会で試行的に廃止し,その後協議した結果,運営に支障がないことから,平成29年2月定例会以降の予算等特別委員会及び決算特別委員会では廃止することとなった。

9 予算における施策説明資料の作成(第12条・第13条)

<実施>平成25年2月定例会で提出された平成25年度予算の概況の施策説明 資料から試行的に導入

平成26年度予算以降も引き続き実施

〈実施状況等〉議会が政策水準を高める議論を行うため、市長は新規事業及び 拡充事業を提案する際、①施策等を必要とする背景②提案に至るまでの経緯③ 市民参加の実施の有無とその内容④市の策定する計画や条例との整合性⑤財源 措置⑥将来にわたる効果及び費用についての施策説明資料(予算の概況、補正 予算説明資料)を提出する。

※検討会協議事項

予算・決算審議資料の充実については、平成30年度予算の審議に際し、積極的な事務事業評価シートの参照を試行した。

決算の審議における参照ではさらなる効果が期待できるので,平成 29 年度決算の審議に際して、積極的な事務事業評価シートの参照を継続して試行した。

事前に数値等の確認を行った上で審査に臨むことができ、事業の経緯や課題が分かりやすいことから、審査の充実化・効率化を図るため、今後も予算・決算審議における積極的な事務事業評価シートの参照を継続していく。

10 議員による政策立案及び政策提言 (第 15 条・第 20 条・第 3 条第 3 項) 議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化

※検討会協議事項

政策立案や政策条例の制定を議会として行うため、現在、各議員が取り組んでいる政策立案及び政策条例づくりの経過をもとに、取り組みの進め方における改善点等の評価をするとともに、議員が政策立案等を行いやすい仕組みづくりとしての会議体の設置について、今後も引き続き検討していく。

11 議員間討議(第 16 条第 1 項・第 2 項・第 4 条第 1 項・第 6 条第 1 項)

〈実施〉常任委員会では平成 24 年 9 月定例会から議案, 請願及び陳情の審査において試行的に実施し, 同年 12 月定例会からは報告案件を加え, 特別委員会では平成 25 年 1 月から試行的に実施した。平成 25 年 6 月定例会から委員会審査(決算・予算等特別委員会は除く。)において本格実施した。

〈実施状況等〉議会は,議員による討論の場であることから,議案,請願及び陳情等の結論を出す際,議員間で十分に議論を尽くして合意形成に努めるとともに,市民への説明責任を果たすため,委員会審査において議員間討議を実施する。

○議員間討議の実施方法

議員間討議は、委員会審査において質疑が終了する前に実施する。 常任委員会での議案、請願及び陳情の審査では、委員の賛否が分かれること が想定される場合は原則実施するが,全会一致が想定される場合は実施の有無 を委員に諮ることとする。

常任委員会での報告案件及び特別委員会の審査では、意見がある場合は原則 実施するが、意見がない場合は実施の有無を委員に諮ることとする。

12 議員研修(第17条第1項)

く実施>平成25年度から実施

<実施状況等>議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

- ○開催状況
 - ①平成25年10月11日(金)

テーマ:地方議会における議会改革の取り組み状況について ~藤沢市議会における議会改革の評価~

②平成26年1月20日(月)

テーマ:議員提案による政策条例づくりについて

③平成26年8月25日(月)

テーマ:議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について

④平成28年1月19日(火)

テーマ:新地方公会計制度について

⑤平成29年2月9日(木)

テーマ:災害対策と議会の役割について

⑥平成29年11月24日(金)

テーマ:オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり

⑦平成31年1月28日(月)

テーマ:地域福祉における政策立案とその手法

講師:瀬戸 恒彦氏(公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長)

13 議会図書室の充実(第21条)

く実施>平成29年度から実施

<実施状況等>新庁舎整備に伴い、本庁舎の議会フロアに設置された議会図書室を充実させるため、以下の点について、実施する。

- ①必要性を考慮した効果的な図書購入
- ②分かりやすい図書の配架
- ③図書目録の議員タブレット端末へのデータでの提供
- ④総合市民図書館とのレファレンス業務,団体貸し出し等における連携
- ⑤紙で配付していた「議会資料」の情報提供を,「議会図書室ニュース」としてリニューアルし, データ配信を試行実施

※検討会協議事項

商用データベース導入の必要性の検討については継続協議,司書資格を有する職員の配置等については将来課題とする。

議員が質問するに当たり、その根拠やデータを調べるためには、レファレンス機能を活用することは有効であることから、議会図書室における蔵書貸出し冊数等の状況や特設コーナー設置、総合市民図書館との連携の一環としてのレファレンスサービスや団体貸出の活用状況、議会図書室ニュースの発行状況について検証を行い、議案の審査等において参考とするため、さらなる積極的な活用を推進していく。

Ⅱ その他議会改革に関する事項の実施状況等について

1 補正予算常任委員会の設置

<実施>平成 25 年 5 月 20 日設置(藤沢市議会委員会条例一部改正・施行)

<実施状況等>一般会計補正予算の議案については、これまで総務常任委員会において審査を行ってきたが、総務常任委員会における一極集中的な状況を鑑み、他の常任委員会との均衡を図るという観点から、補正予算議案については、新たに補正予算常任委員会を常設化して審査を行う。

2 決算審査における事務事業評価の実施

〈実施〉平成25年度(平成24年度決算)から試行的に実施

く実施状況等>事務事業評価対象事業数

平成25年度 6事業(4常任委員会から各1事業+全体から2事業)

平成26年度 6事業(4常任委員会から各1事業+全体から2事業)

平成27年度(平成26年度決算)は、実施を見送り、今後、必要が生じた場合は改めて検討することとなった。

3 決算・予算等特別委員会の審査時間の見直し

<実施>平成25月9月定例会決算特別委員会から実施

<実施状況等>従来は,委員会においてあらかじめ決定した審査日割に基づき, その日の審査項目を全て終了していたが,終了時間が遅くなる日が続くことから,おおむね午後5時15分を目途に終了し,延会措置をとる。

平成29年2月定例会から、委員会において、午後5時の段階で残りの質問者数を確認し、適当な時間に散会または延会を告げることとした。

4 予算・決算における審議時間の効率化について

※検討会協議事項

予算・決算審査における審議時間の効率化を図るため、平成 29 年度決算特別 委員会の審議において、質問者の発言時間及び答弁者の発言時間を委員毎と会 派毎にカウントし、可視化した。

一覧にすると客観的によく分かり効率化を図るうえで参考になることから、 今後も可視化を継続し、平成31年度予算等特別委員会の審議においても行う。

5 2月定例会の運営日割の見直し

〈実施〉平成27年2月定例会から実施

<実施状況等>2月定例会における予算等特別委員会審査に係る質疑の通告期限については、審査予定日の2日前としているが、その日が代表質問の最終日(本会議第5日)にあたることから、代表質問の答弁を踏まえた質疑通告に支障が生じるとの意見が委員からあった。また、代表質問の通告期限や面談等の日程を早めることは、市側としても現状では難しいことから、代表質問最終日と予算等特別委員会の実質審査初日の間に休会日を1日設けることにより、タイトなスケジュールについて一定の改善を図る。

なお、平成28年2月定例会は、市長選の関係により日程がタイトであることから、この休会日を設けなかった。

平成29年2月定例会から,予算等特別委員会及び決算特別委員会における事前通告制を廃止したことから,運営日割において,委員会における質疑通告のために設けていた休会日をなくすこととした。

6 議場の使用に関する取扱基準の策定

藤沢市議会議場及び議会委員会室の使用に関する取扱要領を策定 施行日:平成28年4月1日

7 ICTを活用した議会運営(タブレット端末の導入等)

文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営については、本庁舎が平成30年1月から供用開始となることを踏まえて、平成30年2月定例会から、文書共有システム及びタブレット端末を導入した議会運営の試行実施を開始した。

試行実施の開始後においては、試行実施期間を含めた導入後において顕在化した課題等に速やかに対応し、ICT活用についての総合的な視点によりさらなる推進を図るため、然るべき会議体を設置して議論を行っていくこととした。

議会運営委員会での協議の結果、議会ICTに関わる事項を検討するため、 議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会を平成30年6月に設置し、IC Tの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ること についての検討が行われた。試行実施における課題等の解決に向けた検討を行い、平成31年2月からは本格実施とし、紙資料の取り扱いを段階的に廃止する とともに、文書共有システム及びタブレット端末の更なる有効活用に向けての 検討が進められている。

議会改革検討会 申し送り事項

- 1 予算・決算審議資料の充実について
- 2 政策立案機能の強化について 議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について
- 3 議会図書室の充実について
- 4 予算・決算における審議時間の効率化について